

(証券コード 3022)
平成23年8月10日

株 主 各 位

(本店所在地)
長崎県佐世保市湊町3番13号

(本社事務所)
福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号
山下医科器械株式会社
代表取締役社長 山下 尚 登

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

本年3月の東日本大震災により被災された皆様には心よりお見舞申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年8月25日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 日 時 平成23年8月26日（金曜日）午前10時
- 場 所 福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階鶴の間
(本株主総会におきましては、実質上の本社の所在地でありませ
ず福岡市中央区で開催いたします。ご来場の際は、末尾の会場
ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようお願いいま
す。)
- 目的事項
報告事項 1. 第63期（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）事
業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人お

- よび監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）計
算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamashitaika.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の改善や各種政策効果を背景とした緩やかな回復が見られた一方、厳しい雇用情勢やデフレの長期化に加え、資源価格の高騰等のリスク要因も発生し、不安定な状況で推移しました。また、去る3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらすとともに、原発事故に伴う電力供給への不安や風評被害が生じる等、わが国経済全体に深刻な影響を及ぼしております。

医療業界におきましては、政府の「新成長戦略」を受けて、成長分野としての医療・介護関連産業の成長と雇用創出への取り組みに期待が高まる一方、医療機関の経営環境は、診療報酬改定により一部に改善の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況が続いております。当社グループが属する医療機器販売業界では、前連結会計年度に実施された償還価格の引き下げの影響や販売価格の引き下げ要求の強まりとともに、販売競争が一層激しくなっており、厳しい経営環境下で一部に業界再編の動きも見られました。

このような状況の下、当社グループは、平成20年7月に発表いたしました中期経営計画「Re-Growth10」の最終年度として、事業規模の拡大と収益構造の再構築に積極的に取り組んでまいりました。基盤事業におきましては、九州全域をカバーする営業網と物流ネットワークを活用した積極的な営業活動を展開し、特に各地域医療の中核的存在である急性期医療機関に対するシェアの向上を図ってまいりました。重点事業であるSPD（院内物品管理システム）事業におきましては、院内業務効率化の提案により契約施設の増加を図るとともに、より効率的な物流体制の構築に取り組んでまいりました。また、医療IT化の情報提供センターである「MEDiPlaza（メディプラザ）福岡」や、オンラインショップ「Secolle（セコレ）」等、新しい事業形態への取り組みも強化しております。

社内の体制整備といたしましては、社員の能力を最大限に引き出し、生産性向上と組織体制の活性化を図るため、平成21年6月より運用を開始した新人事制度の定着に向けた取り組みを継続して行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、401億15百万円と前年同期比6億94百万円の増加となりました。事業部門別におきましては、まず医療機器販売業のうち一般機器分野では、医療機器備品や理化学備品の売上減少等により73億29百万円となりました。一般消耗品分野では、SPD契約施設の増加による医療機器消耗品の売上増加等により193億96百万円となりました。低侵襲治

療分野では、内視鏡備品やサージカル備品の売上減少はあったものの、内視鏡処置用医療材料（I V E、I V R）や循環器消耗品の売上増加等により84億39百万円となりました。メディカルサービス分野では、設備工事の増加はあったものの、放射線機器の売上減少および新規開業の取り扱い減少により31億28百万円となりました。医療情報分野では、画像情報システムや画像診断機器の売上増加により15億86百万円となりました。この結果、医療機器販売業の売上高は398億81百万円となりました。次に、医療モール事業におきましては、主として賃料収入により売上高は30百万円となりました。

営業利益は、新設したS P Dセンターの初年度経費の増加や医療材料在庫の評価減等により1億59百万円となり、前年同期比1億19百万円減少となりました。経常利益は2億43百万円と前年同期比1億16百万円の減少となり、当期純損益は、医療モールの減損損失による特別損失4億31百万円を計上したため、2億36百万円の当期純損失（前連結会計年度は当期純利益1億86百万円）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1億15百万円であり、その主なものは、在庫管理システムの改修等によるものであります。

(4) 対処すべき課題

今後の医療業界におきましては、政府による医療行政改革の推進、市場拡大を見込んだ異業種や海外からの業界参入、医療機関の経営改善ニーズの高まり等、市場環境の変化が継続するものと思われまます。当社グループが属する医療機器販売業界でも、顧客からの販売価格引き下げ要求が高まる中、業界内の販売競争はさらに激化し、今後も厳しい市場環境が継続するものと予想されます。

このような経営環境の下、当社グループは、医療に関するあらゆるニーズへの対応を事業目的とする「トータル・メディカル・サポート（総合医療支援）企業」としてさらなる成長を遂げることを基本理念とし、顧客満足の向上を通じて地域医療に貢献することにより、安定的な事業基盤を構築することを目指しております。

次期におきましては、新中期経営計画の初年度として、基盤事業の強化を図るとともに、事業構造の改善による収益力の向上、人材育成による組織力の強化などを推進すべく、次に掲げる課題に全力で取り組んでまいります。

①事業基盤の強化

当社グループの有するトータル・メディカル・サポート機能を強化し、取引先医療機関のあらゆるニーズに対応するソリューション型営業活動を実践して、顧客の信頼を得ることにより、事業基盤の強化を図ってまいります。また、仕入から販売までの商品戦略を一貫して管理・統括し、仕入先メーカーや協力企業各社との関係を強化して、商品提案力と価格競争力の向上を目指します。

②事業構造の改善による収益力の強化

佐賀県鳥栖市にあります物流センターおよびSPDセンターを拠点とする物流システムの効率化を図り、迅速で正確な物流体制を構築し、物流コストの削減を図ります。SPD事業におきましては、契約施設のさらなる増加による効率性の一層の向上を目指します。また非営業間接部門の業務の集中化・効率化に取り組むとともに、本部組織を改編し、間接系固定費の削減を図ります。

③新規事業の育成

連結子会社（株式会社イーピーメディック）のインプラント（整形）事業につきましては、今期より本格稼働して、連結収益への貢献をはじめております。今後さらなる事業拡大を図るとともに、新たな製品開発を進め、当社グループの基盤事業の一翼を担う分野にしてまいります。また、将来の収益事業として、医療モール事業、Web通販事業（セコレ）を育成するとともに、医療IT情報センターとしてメディプラザ福岡の機能強化を図ります。

④組織力の強化

上記の経営課題に取り組むために、人材の育成と組織の活性化に引き続き取り組み、組織力の強化を図ります。

⑤コンプライアンス・CSR・内部統制

当社グループは、医療事業に携わる企業グループとして、求められる社会的責任を全うすべく、高い企業倫理の維持とコンプライアンス体制の確立に努

めております。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度につきましては、十分な社内体制を構築し、適切な対応を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第60期	第61期	第62期	第63期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	35,743	36,431	39,421	40,115
経 常 利 益 (百万円)	392	307	359	243
当 期 純 利 益 (百万円) (△は純損失)	△ 163	139	186	△236
1株当たり当期純利益 (円) (△は純損失)	△ 64.00	54.75	73.05	△92.49
総 資 産 (百万円)	14,696	14,833	15,758	15,379
純 資 産 (百万円)	5,125	5,129	5,257	4,956

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社イーピーメディック	35,000千円	96%	医療機器の輸入、製造、販売

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に、医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しており、販売先である医療機関の診療分野、販売活動の形態、取扱商品の特徴に応じて、次の部門および分野構成で事業を行っております。

事業部門	事業分野	取扱商品および事業内容
医療機器販売業	一般機器分野	汎用医療機器、理化学機器等の販売
	一般消耗品分野	医療用消耗品、整形インプラント、臨床検査試薬等の販売およびSPDの請負
	低侵襲治療分野	医用内視鏡およびIVE、サージカル、IVR、循環器関連処置具の販売
	メディカルサービス分野	新規開業支援、医療ガス配管工事請負、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集運搬請負
	医療情報分野	医療事務用コンピュータ、電子カルテ等の販売
医療モール事業		医療モールの運営、管理

(8) 主要な営業所

① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
福岡本社	福岡県	佐世保支社	長崎県
佐世保本社	長崎県	熊本支社	熊本県
TMSセンター	佐賀県	大分支社	大分県
福岡支社	福岡県	宮崎営業所	宮崎県
北九州支社	福岡県	鹿児島営業所	鹿児島県
筑後支社	福岡県	広島営業所	広島県
佐賀支社	佐賀県	東手城ヘルスケアモール	広島県
長崎支社	長崎県		

② 子会社の主要な営業所

株式会社イーピーメディック 本社（福岡県大野城市）

(9) 使用人の状況

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
515名	12名増

(注) 使用人数には嘱託、パートタイマー164名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
510名	11名増	35.3歳	9.6年

(注) 使用人数には嘱託、パートタイマー164名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,553,000株（自己株式890株を含む）
- (3) 当期末株主数 2,417名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
山下尚登	448,400	17.56
山下耕一	274,900	10.77
株式会社ミック	222,952	8.73
山下弘高	80,000	3.13
株式会社ウイン・インターナショナル	76,500	2.99
山下医科器械社員持株会	69,732	2.73
オリンパスメディカルシステムズ株式会社	60,000	2.35
株式会社親和銀行	48,000	1.88
山下浩	43,000	1.68
株式会社大黒	42,400	1.66

(注) 持株比率は自己株式（890株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（平成23年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 下 尚 登	営業統括本部長
取 締 役	嘉 村 厚	営業統括本部副本部長兼中部・南九州エリア本部長
取 締 役	北 野 幸 文	営業統括本部副本部長兼長崎・福岡エリア本部長
取 締 役	土 田 哲 也	事業企画推進本部長
取 締 役	吉 野 敏 彦	物流仕入部長
取 締 役	伊 藤 秀 憲	管理部長
取 締 役	山 下 耕 一	総務部長兼コンプライアンス担当
取 締 役	佐 田 高 之	SPDセンター長
取 締 役	小 高 喜 久 夫	朝日ビジネスコンサルティング株式会社取締役会長
常 勤 監 査 役	松 尾 正 剛	
監 査 役	石 橋 政 宏	株式会社オーニシ代表取締役社長
監 査 役	山 下 俊 夫	弁護士 山下・川添総合法律事務所代表

- (注) 1. 取締役小高喜久夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松尾正剛、石橋政宏および山下俊夫の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役石橋政宏氏は、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役山下俊夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中、平成22年8月27日付で、次のとおり取締役の担当の変更がありました。なお、括弧内は変更前の担当であります。

総務部長兼コンプライアンス担当（総務部管掌兼コンプライアンス担当）

山下耕一

6. 事業年度後、平成23年6月1日付組織改正により、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏名	新担当	旧担当
山下尚登		営業統括本部長
吉野敏彦	営業本部長	物流仕入部長
北野幸文	営業本部副本部長兼SPDセンター長	営業統括本部副本部長兼長崎・福岡エリア本部長
土田哲也	仕入販売部長	事業企画推進本部長
伊藤秀憲	管理本部長	管理部長
嘉村厚	事業開発部長	営業統括本部副本部長兼中部・南九州エリア本部長
佐田高之	監査室長	SPDセンター長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の総額
取締役	9名	42,855千円
監査役	3名	17,297千円
計 (うち社外役員)	12名 (4名)	60,152千円 (20,852千円)

- (注)1. 株主総会の決議（平成14年8月2日）による取締役の報酬限度額は年額100,000千円であります。
2. 株主総会の決議（平成16年8月27日）による監査役の報酬限度額は年額18,000千円であります。
3. 上記の報酬等のほか、使用人兼務取締役7名に使用人分給与63,030千円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

取締役小高喜久夫氏は、朝日ビジネスコンサルティング株式会社の取締役会長であります。当社グループと朝日ビジネスコンサルティング株式会社との間に特別な関係はありません。

監査役石橋政宏氏は、株式会社オーニシの代表取締役社長であります。当社グループと株式会社オーニシとの間に特別な関係はありません。

監査役山下俊夫氏は、山下・川添総合法律事務所の代表であります。当社グループと山下・川添総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	小高喜久夫	当事業年度において開催された取締役会24回のうち23回に出席し、必要に応じ、主に監査法人ならびに経営コンサルティングの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門の見地から、助言、提言を行っております。
常勤監査役	松尾正剛	当事業年度において開催された取締役会24回の全てに、監査役会8回の全てに出席しているほか、その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行をモニタリングし、必要に応じ、主に内部統制システムおよびリスク管理体制の構築・維持について意見を述べております。
監査役	石橋政宏	当事業年度において開催された取締役会24回のうち22回に、監査役会8回の全てに出席し、必要に応じ、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、当社の財務および会計について意見を述べております。
監査役	山下俊夫	当事業年度において開催された取締役会24回のうち19回に、監査役会8回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年8月29日開催の定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が社外取締役小高喜久夫、社外監査役石橋政宏および山下俊夫の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役および社外監査役との責任限定契約)

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が適正な職務遂行が困難と認められる場合は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役は、平成17年8月に制定した方針文書、「倫理綱領」および「企業行動憲章」を遵守する。
 - イ. 会社は、法令および定款の制定・改定、経営環境の動向、社会情勢の動向などを判断し、取締役に對する教育・訓練を適宜企画して実施する。
 - ウ. 会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に對しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 当該情報について、文書および情報管理規程（以下、「規程」という。）に基づき、適正な保存・管理を行う。
 - イ. 当該情報について、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、規程に定めた管理者は、速やかに対応する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
品質管理規程に基づく「リスク管理規程」、および重要情報管理規程に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理およびその予防を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 各部門の長で経営推進會議を構成し、取締役の監督の下、組織規程に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
 - イ. 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項および経営推進會議からの付議事項を審議する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 方針文書、「倫理綱領」および「企業行動憲章」を各部署に掲示し、周知徹底をはかる。
 - イ. 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、全社員が容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
 - ウ. 総務部は年1回以上、管理職、中堅社員に対するコンプライアンス研修を実施する。
 - エ. 内部監査室はすべての部署に對し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを社長に報告する。
 - オ. 重要情報取扱手順に基づき、統括情報管理責任者である経営企画室長は、匿名を希望する情報提供者に不利益を生じさせない。
 - カ. 社員に法令・定款違反行為があった場合は、就業規則に従い適正に処分するが、これを事例として社内に開示し、コンプライアンスの徹底をはかる。

- ⑥ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社の代表取締役は、四半期毎に会社の取締役会に営業報告を行う。
 - イ. 経営企画室は、関係会社管理規程に従い子会社の統括的な管理を行い、管理本部はその会計状況を定期的に監督する。また、会社の内部監査は子会社に対しても実施する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当該使用人は、会社の業務執行を行わず、その任命・異動・人事考課について、監査役会の同意を得る。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、監査役が求める報告および情報提供を行う。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 半期に1回以上、取締役会において監査役より監査活動結果の報告を受ける。
 - イ. 監査役会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、内部監査室と意見交換を行う。
 - ウ. 監査役会の内部統制システムおよび監査体制の実効性に係る意見に対し、取締役会は、内部統制システムの改善を審議し、その結果を監査役会に報告する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,891,832	流 動 負 債	10,145,352
現金及び預金	1,707,061	支払手形及び買掛金	9,470,616
受取手形及び売掛金	7,659,867	未払法人税等	13,877
有 価 証 券	500,000	賞 与 引 当 金	271,967
商 品	1,669,958	そ の 他	388,890
貯 蔵 品	38,046		
前 払 費 用	116,597		
繰 延 税 金 資 産	187,942		
そ の 他	22,577		
貸 倒 引 当 金	△10,219		
固 定 資 産	3,487,259	固 定 負 債	277,119
有 形 固 定 資 産	2,754,596	退職給付引当金	93,905
建物及び構築物	1,169,803	そ の 他	183,213
土 地	1,474,493		
そ の 他	110,298	負 債 合 計	10,422,472
無 形 固 定 資 産	123,789	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	608,874	株 主 資 本	4,834,841
投資有価証券	252,477	資 本 金	494,025
そ の 他	356,396	資 本 剰 余 金	627,605
		利 益 剰 余 金	3,714,182
		自 己 株 式	△971
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	120,089
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	120,089
		少 数 株 主 持 分	1,688
		純 資 産 合 計	4,956,619
資 産 合 計	15,379,091	負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,379,091

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		40,115,088
売上原価		35,197,877
売上総利益		4,917,210
販売費及び一般管理費		4,757,970
営業利益		159,240
営業外収益		
受取利息	3,333	
受取配当金	2,387	
仕入割引	51,495	
受取手数料	11,149	
為替差益	6,320	
その他の	13,820	88,506
営業外費用		
支払利息	2,090	
その他の	2,468	4,559
経常利益		243,187
特別利益		
投資有価証券売却益	1,275	1,275
特別損失		
固定資産除却損失	1,715	
減損損失	431,379	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8,345	441,441
税金等調整前当期純損失		196,978
法人税、住民税及び事業税	104,162	
法人税等調整額	△67,289	36,873
少数株主損益調整前当期純損失		233,851
少数株主利益		2,187
当期純損失		236,039

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年5月31日残高	494,025	627,605	4,026,787	△892	5,147,525
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△76,565	—	△76,565
当期純損失	—	—	△236,039	—	△236,039
自己株式の取得	—	—	—	△78	△78
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△312,604	△78	△312,683
平成23年5月31日残高	494,025	627,605	3,714,182	△971	4,834,841

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
平成22年5月31日残高	109,454	109,454	347	5,257,327
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△76,565
当期純損失	—	—	—	△236,039
自己株式の取得	—	—	—	△78
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	10,635	10,635	1,340	11,975
連結会計年度中の変動額合計	10,635	10,635	1,340	△300,707
平成23年5月31日残高	120,089	120,089	1,688	4,956,619

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …1社

連結子会社の名称 …㈱イーピーメディック

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の …決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時 価 の な い も の …移動平均法による原価法

② た な 卸 資 産

a 商 品……先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 貯 蔵 品……最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有 形 固 定 資 産 ……定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～50年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定率法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により発生した連結会計年度から費用処理しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益が3,476千円減少し、税金等調整前当期純損失が11,822千円増加しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額

1,439,093千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,553,000	—	—	2,553,000
合計	2,553,000	—	—	2,553,000
自己株式				
普通株式(注)	824	66	—	890
合計	824	66	—	890

(注) 普通株式の自己株式増加数 66 株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年8月27日 定時株主総会	普通株式	76,565	30	平成22年5月31日	平成22年8月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年8月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	25,521	10	平成23年5月31日	平成23年8月29日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は中長期的な資金需要を踏まえた上で運用限度額を設定し、運用対象資産が元本割れとなるリスクのない安定的な金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券および有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し取締役会に報告することとしております。

支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,707,061	1,707,061	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,659,867	7,659,867	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	500,000	500,000	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	252,477	252,477	—
資産計	10,119,405	10,119,405	—
(1) 支払手形及び買掛金	9,470,616	9,470,616	—
負債計	9,470,616	9,470,616	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券 その他有価証券、(4) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、金銭信託等は短期間で償還されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

[賃貸等不動産に関する注記]

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	1,941円50銭
2. 1株当たり当期純損失	92円49銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25条 平成22年6月30日)を適用しております。

貸借対照表

(平成23年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,717,945	流動負債	10,056,772
現金及び預金	1,658,070	支払手形	3,361,221
受取手形	611,076	買掛金	6,045,991
売掛金	7,039,623	未払金	237,917
有価証券	500,000	未払法人税等	4,252
商物品	1,554,367	前受金	101,345
貯蔵品	5,948	預り金	36,362
前払費用	113,939	賞与引当金	269,681
繰延税金資産	174,484		
短期貸付金	50,000		
その他の	20,029		
貸倒引当金	△9,593		
		固定負債	271,238
固定資産	3,527,158	退職給付引当金	90,224
有形固定資産	2,737,483	資産除去債務	52,770
建物	1,135,961	その他	128,243
構築物	31,944		
車両運搬具	374		
工具、器具及び備品	94,709		
土地	1,474,493		
		負債合計	10,328,010
無形固定資産	122,203	(純資産の部)	
ソフトウェア	108,606	株主資本	4,797,004
電話加入権	13,597	資本金	494,025
投資その他の資産	667,471	資本剰余金	627,605
投資有価証券	252,477	資本準備金	627,605
関係会社株式	11,453	利益剰余金	3,676,345
長期貸付金	50,000	利益準備金	12,500
敷金及び保証金	307,534	その他利益剰余金	3,663,845
長期前払費用	18,934	別途積立金	3,200,000
繰延税金資産	27,070	繰越利益剰余金	463,845
		自己株式	△971
		評価・換算差額等	120,089
		その他有価証券評価差額金	120,089
資産合計	15,245,104	純資産合計	4,917,094
		負債及び純資産合計	15,245,104

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	39,911,893
売 上 原 価	35,139,814
売 上 総 利 益	4,772,078
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,645,514
営 業 利 益	126,563
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,692
受 取 配 当 金	2,387
仕 入 割 引	51,495
受 取 手 数 料	11,149
そ の 他	13,302
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,090
そ の 他	2,468
経 常 利 益	205,030
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,275
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,645
減 損 損 失	431,379
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8,345
税 引 前 当 期 純 損 失	441,371
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	94,537
法 人 税 等 調 整 額	△52,248
当 期 純 損 失	277,354

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年6月1日から平成23年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
平成22年5月31日残高	494,025	627,605	627,605	12,500	3,100,000	917,765	4,030,265	△892	5,151,002	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△76,565	△76,565	—	△76,565	
別途積立金の積立	—	—	—	—	100,000	△100,000	—	—	—	
当期純損失	—	—	—	—	—	△277,354	△277,354	—	△277,354	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△78	△78	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	100,000	△453,919	△353,919	△78	△353,998	
平成23年5月31日残高	494,025	627,605	627,605	12,500	3,200,000	463,845	3,676,345	△971	4,797,004	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年5月31日残高	109,454	109,454	5,260,457
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△76,565
別途積立金の積立	—	—	—
当期純損失	—	—	△277,354
自己株式の取得	—	—	△78
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	10,635	10,635	10,635
事業年度中の変動額合計	10,635	10,635	△343,362
平成23年5月31日残高	120,089	120,089	4,917,094

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…… 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品…… 最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～50年

構築物 10～20年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 2～10年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定率法により発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益が3,476千円減少し、税引前当期純損失が11,822千円増加しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	117,920千円
長期金銭債権	50,000千円
短期金銭債務	27,089千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,404,537千円
3. 保証債務額	
関係会社の仕入債務	86,878千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高	198,884千円
仕入高	303,335千円
営業取引以外の取引高	1,358千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	824	66	—	890
合計	824	66	—	890

(注) 普通株式の自己株式の増加数66株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

賞与引当金	109,032千円
未払事業税	1,784千円
商品評価損	46,151千円
その他	17,515千円

小計 174,484千円

繰延税金資産(固定)

退職給付引当金	36,477千円
減損損失	341,875千円
資産除去債務	21,335千円
役員退職慰労金	54,922千円
関係会社株式評価損	18,818千円
その他	11,722千円
評価性引当額	△367,918千円

小計 117,234千円

繰延税金資産 合計 291,718千円

繰延税金負債(固定)

その他有価証券評価差額金	79,672千円
資産除去費用	10,490千円

繰延税金負債 合計 90,163千円

繰延税金資産の純額 201,554千円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借主側)

リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
車 両 運 搬 具	14,425	11,780	2,644
工具、器具及び備品	11,468	8,943	2,524
ソ フ ト ウ ェ ア	15,993	14,357	1,635
合計	41,886	35,081	6,805

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	6,034千円
1年超	1,189千円
合計	7,223千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	16,935千円
減価償却費相当額	16,114千円
支払利息相当額	263千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	31,863千円
1年超	545,525千円
合計	577,388千円

[関連当事者との取引に関する注記]

重要性が乏しいため、記載を省略しております

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	1,926円68銭
2. 1株当たり当期純損失	108円68銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年7月15日

山下医科器械株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山下 隆 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平 郡 真 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山下医科器械株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山下医科器械株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年7月15日

山下医科器械株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山下 隆 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 郡 真 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山下医科器械株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年7月20日

山下医科器械株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松尾正剛	㊟
監査役（社外監査役）	石橋政宏	㊟
監査役（社外監査役）	山下俊夫	㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき検討いたしました結果、医療モールの減損処理により大幅な赤字を計上したことを踏まえ、誠に遺憾ながら、1株につき20円減配の10円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 25,521,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年8月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制改革の一環として、取締役の経営責任をより明確化し、経営環境の変化への即応性を高めるため、取締役の任期を2年から1年に短縮し、現行定款第19条（任期）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第4章 取締役および取締役会 (任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役9名のうち、山下尚登氏、吉野敏彦氏、北野幸文氏、土田哲也氏、嘉村厚氏、山下耕一氏、佐田高之氏および小高喜久夫氏の8名が本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役伊藤秀憲氏につきましても、第2号議案が承認され、取締役の任期が1年に短縮されることを条件として、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、執行役員制度を導入するとともに、取締役会においても、より一層迅速かつ的確な意思決定を可能にするため、取締役の員数を削減することといたします。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やま した なお と 山下 尚 登 (昭和30年1月24日)	昭和52年4月 アロカ株式会社入社 昭和53年7月 当社入社 昭和57年5月 当社福岡営業所長 昭和63年3月 当社取締役 平成2年10月 当社常務取締役 平成6年10月 当社代表取締役専務 平成9年6月 当社代表取締役社長 平成18年7月 当社代表取締役会長 平成20年7月 当社代表取締役社長 平成21年6月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 平成23年6月 当社代表取締役社長、現在に至る	448,400株
2	よし の とし ひこ 吉野 敏彦 (昭和29年10月29日)	昭和55年4月 当社入社 平成13年5月 当社福岡支社長 平成18年5月 当社佐世保支社長 平成19年5月 当社九州営業本部長崎ブロック長 平成19年8月 当社取締役九州営業本部副本部長 平成19年11月 当社取締役物流センター管掌 平成21年6月 当社取締役物流仕入部長 平成23年6月 当社取締役営業本部長、現在に至る	6,800株
3	い とう ひで のり 伊藤 秀憲 (昭和31年8月2日)	昭和54年4月 株式会社親和銀行入行 平成9年6月 同行日野支店長 平成17年2月 同行東京支店長兼東京事務所長 平成19年3月 同行営業統括部長 平成19年10月 同行執行役員福岡営業部長 平成20年3月 同行退職 平成20年4月 当社入社、管理部長 平成20年8月 当社取締役管理部長 平成23年6月 当社取締役管理本部長、現在に至る	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	こ だ か き く お 小 高 喜 久 夫 (昭和16年4月8日)	昭和41年3月 株式会社神田まつや入社 昭和46年12月 昭和監査法人東京事務所入所 昭和50年3月 公認会計士開業登録 昭和51年1月 中央共同監査法人福岡事務所入所 昭和56年3月 同監査法人社員 昭和62年10月 合併に伴い井上・斉藤監査法人へ移籍 平成3年8月 同監査法人代表社員 平成3年9月 合併に伴い井上・斉藤・英和監査法人へ移籍、同監査法人代表社員 平成5年10月 合併に伴い朝日監査法人へ移籍、同監査法人代表社員 平成10年4月 同監査法人福岡事務所コンサルティング部（現朝日ビジネスコンサルティング株式会社）代表兼務 平成13年6月 朝日ビジネスコンサルティング株式会社代表取締役兼務 平成16年1月 合併に伴いあずさ監査法人へ移籍、同監査法人代表社員 平成16年3月 同監査法人代表社員辞任 平成18年5月 朝日ビジネスコンサルティング株式会社取締役会長（現任） 平成19年8月 当社社外取締役、現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、小高喜久夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
小高喜久夫氏については、長年の監査法人ならびに経営コンサルティングの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門的な知見を有しており、また、現在同氏は当社社外取締役としてその職責を適切に果たされておりますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金200万円以上であらかじめ定めた額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結できる旨を定款に定めており、現に社外取締役である小高喜久夫氏との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石橋政宏氏が辞任されます。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、ご選任いただいた場合は、経営監督機能の強化のため、常勤監査役として選定する予定であります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

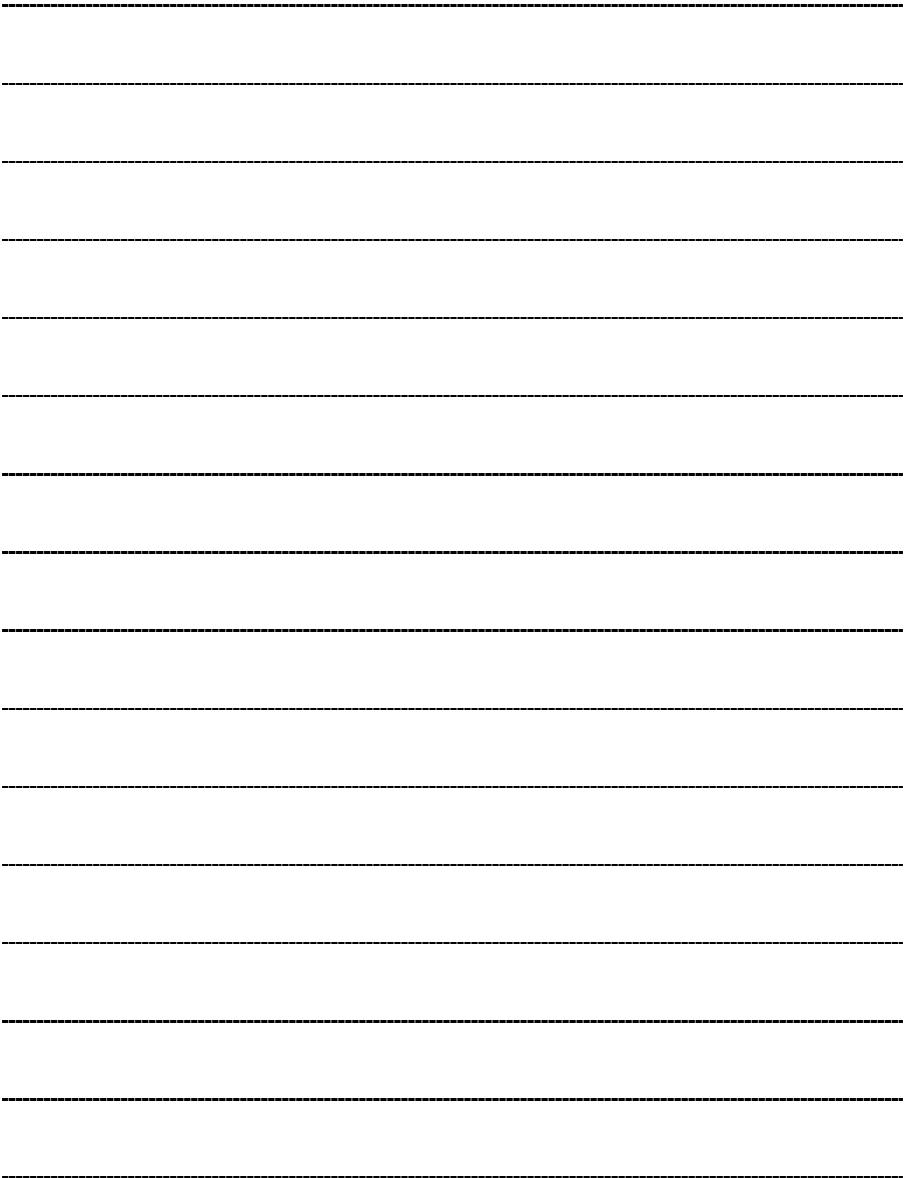
氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
やました こういち 山下 耕一 (昭和31年9月29日)	昭和56年4月 当社入社 平成2年8月 当社福岡営業所長 平成3年10月 当社取締役福岡支社長 平成9年6月 当社常務取締役長崎支社長 平成11年6月 当社専務取締役 平成18年7月 当社代表取締役社長 平成20年7月 当社取締役 平成20年8月 当社取締役総務部管掌兼コンプライアンス担当 平成22年8月 当社取締役総務部長兼コンプライアンス担当、現在に至る	274,900株

(注) 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成16年8月27日開催の第56回定時株主総会において、年額18,000,000円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、第4号議案をご承認いただくことを条件とする経営監視機能強化のための常勤監査役の増員のため、年額30,000,000円以内と報酬額を改定させていただきたいと存じます。なお、現在の監査役は3名であり、第4号議案が承認可決されましても員数は変わりません。

以上



株主総会会場ご案内図

所在地

福岡市中央区渡辺通 1 丁目 1 番 2 号

ホテルニューオータニ博多 4 階鶴の間

電話 092-714-1111 (代表)



会場までの交通のご案内

福岡空港から車で約 20 分

J R 博多駅から車で約 10 分

西鉄薬院駅から徒歩約 5 分

地下鉄渡辺通駅から徒歩約 1 分 (2 番出口)